



法人番号	001	
------	-----	--

JALオンライン 企業登録申込用紙

三井住友カード株式会社 御中

当社は利用規約を承認のうえ、当社における法人カード使用者がJALオンライン利用者となることを承認し、JALオンライン利用に必要な企業IDおよびユーザーID・パスワードの取得を希望し、下記に指定した利用管理者に対する利用管理者IDの取得を希望します。当社は三井住友カード㈱が保護措置を講じた上で、日本航空㈱に対し、JALオンラインの提供を目的として下記申込書を提出し、日本航空㈱がこれを利用することに同意します。なお、当社は、貴社審査の結果により、企業ID、ユーザーID・パスワードが取得できないことについて何ら意義ありません。

※ご記入された情報はJALオンラインの審査および発行後の管理、並びに付帯サービス提供のために利用されます。

申込日:	年	月	日
------	---	---	---

会社名/所在地

フリガナ	
会社名 (登記法人名)	法人印
フリガナ	
所在地	

※捺するべき代表者様の自署もしくは捺印(社印・代表者印)にてご記入ご捺印をお願いします。

管理責任者

JALオンライン申込についての責任者

フリガナ	
氏名	
氏名ローマ字	所属/役職
Eメールアドレス	
電話番号	

利用管理者

JALオンライン管理者操作用のユーザーIDを付与します  
※上記と異なる場合のみご記入ください

フリガナ	
氏名	
氏名ローマ字	所属/役職
Eメールアドレス	
電話番号	

- 登録完了後、JALよりご連絡させていただきます。
- 企業登録には約2週間程度かかります。

JAL使用欄	企業ID	通知日
--------	------	-----

「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」の利用お申し込みをする前に、必ず本規約をご覧ください。  
お申し込みいただいた時点で規約にご了承いただいたものと見なします。

## 第一条(三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス)

本規約において「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」とは三井住友カード株式会社(以下SMBCという)と日本航空株式会社(以下JALという)の提携契約に基づき、JALが三井住友カード法人カード会員(以下利用者という)向けにインターネットWEB上において提供する航空券の予約手配・発券・搭乗・運賃料金精算の指示を行うための包括的な利用形態、システムの総称とする。利用形態は各号の通り。

1. 予約に際しては、利用者が利用するコンピューター端末機から、予め通知されたID・パスワード(以下「ID等」という)を用いて、「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」にログインしJAL国内線の座席予約及び発券を行う。
2. 「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」において発券の際には三井住友法人カード(以下「法人カード」という)を利用するものとする。
3. 搭乗にあたっては、利用者は空港において以下のいずれかの方法にて搭乗する。
  - (1)JAL顧客管理番号(お得意様番号)を証するJALマイレージバンクカードをJALの自動チェックイン機に挿入する。
  - (2)IC付JALマイレージバンクカードを空港の保安検査場の読み取り機「ピット」端末機にかざす。
  - (3)eチケットお客さま控えに印刷された二次元バーコードまたは携帯電話で取得した二次元バーコードを「ピット」端末機にかざす。
  - (4)発券完了時に表示される確認番号をJALの自動チェックイン機に入力する。
4. 精算については、利用後の後払い精算とする。
5. 利用者が別に有効なJAL航空券を所持している場合にはこれを利用することも可能とする。但しこの場合は本規約第十条の精算行為の規定に含まれない。
6. 利用可能な運賃種別についてはJALが別途定めるものとする。

## 第二条(利用者の登録)

1. 「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」の利用に先立ち、利用者は、本規約を承認した上で、JAL所定の方法により、JAL所定の事項を申告し、利用登録申請を行うものとする。
2. 「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」の利用者が、JALマイレージバンクに加入し、お得意様番号を得るにあたっては各々JALマイレージバンクカード利用契約、会員規約等に基づくものとする。
3. 本条第1項で利用登録申請した利用者のうち、JAL及びSMBCにて審査手続きを行い、利用登録を承認した利用者に対し、JALはID等を付与し、本サービスを提供するものとする。

## 第三条(登録の拒絶)

JAL及びSMBCは、本規約第二条第1項で利用登録申請した利用者が以下の何れかの項目に該当する場合、その利用者の本サービスの利用を拒絶できるものとする。

1. 利用登録申請をした利用者が、本サービスの対象でない場合(法人カード会員資格を喪失している場合または、法人カード使用者資格を喪失している場合、個人会員の場合)。
2. 利用登録申請をした時点で、法人カードご利用状況、お支払状況等が不適当な場合。
3. 利用登録申請の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合。
4. SMBCに予め登録されている情報について改めて確認が必要な場合。
5. 法人カード不正使用による被害発生時や、利用者がSMBCに届け出た氏名、勤務先、住所、お支払口座等に変更があり直ちにSMBC所定の届出用紙により手続きを行わなかった場合など正確な本サービスの提供が困難と予測される場合。
6. その他、会員規約違反などSMBCが利用者として不適当と判断した場合。

## 第四条(接続方式)

利用者のコンピューター端末機からJALのホストコンピューターへの接続については、インターネット接続とし、必要な通信手段の手配、通信に係る費用は利用者の負担とする。

## 第五条(操作元認証)

JALのホストコンピューターへの接続を行うにあたってはID等を用いたログインによって操作元認証を行う。

## 第六条(ID等の管理責任)

1. 利用者は、自己のID等の使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのID等を用いてなされた一切の行為及びその結果について、自己が行ったものとみなされることを承認するものとする。
2. ID等が第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無に拘らず、JAL及びSMBCはいかなる責任を負わないものとする。
3. 利用者は、本サービスによりダウンロードした個々のデータにおいても使用、管理について一切の責任を負うものとし、データ改竄など利用者ならびに第三者に不利益や損害が発生した場合にもJAL及びSMBCはその責任を負わないものとする。
4. 利用者は、自己の設定したID等を失念した場合は、直ちにJALに届け出るものとし、JALの指示に従うものとする。なお、この場合であっても当該ID等によりなされた本サービスの利用は、当該利用者が利用したとみなすことに異議ないものとする。

## 第七条(予約の作成・変更・取消・払戻)

1. 「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」での搭乗を希望する場合、予約手配は「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」を使用して行うものとする。
2. 予約変更、追加、取消については最初に予約手配を行った「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」を使用して行うものとする。
3. 払い戻しが必要な航空券についてはJALの航空券取扱規約、運用に準ずる。また払い戻しの精算は法人カードにて行う。
4. 予約取消待ちを行った予約記録の座席手配が出来た場合はJALより利用者へメールにて連絡を行う。

## 第八条(予約の未利用)

1. 未利用の予約記録については、JALの航空券取扱規約、運用に準ずる。
2. 前項の定めに関わらず、JALが定める予約変更不可型運賃を除き、取り消し、払い戻しにあたっての取消手数料は発生しない。取り消し、払い戻しにあたり取消手数料が発生する場合、利用者は規定の手数料を支払う。

## 第九条(搭乗)

利用者は、本規約第一条第3項の方法にて認証されることにより搭乗することができる。認証できない場合、または予約が有効でも「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」で発券されていない場合には、JALは搭乗を拒否することができる。

## 第十条(運送約款)

利用者のJALグループ国内線搭乗にあたってはJALグループの国内旅客運送約款に従い、コードシェア便に関してはJALの国内旅客運送約款に従う。

## 第十一条(精算)

1. 利用者により使用された航空券類の運賃料金は、SMBC所定の期日に支払精算を行うものとする。
2. 法人カード利用による運賃料金の精算においては、搭乗日をカード利用日とする。また、取消手数料については、当該手数料等が発生した日をカード利用日とする。

## 第十二条(債権管理)

1. 「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」の利用によりJALが取得した航空券類利用代金請求権は、JALとSMBC間の契約に基づきSMBCに帰属することとし利用者はこれに承諾する。
2. JAL及びSMBCは、利用者に対する与信審査結果により、直ちに本利用を解除する場合がある。

## 第十三条(利用停止)

JAL及びSMBCは、利用者の利用に際して本規約第二十二條第2項の各号の事由またはこれに準じる問題が発生したと判断した場合には「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」の利用を停止し、以下に定める方法で「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」での搭乗を拒否することが出来る。

1. JALのホストコンピューターへの接続停止
2. 手配済みの未搭乗予約記録の自動取消
3. 発券済み航空券の発行取消

## 第十四条(利用上限)

JAL及びSMBCは、その判断により利用者が「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」を利用する際に利用金額の上限を設定出来るものとする。

## 第十五条(ソフトウェア、データベースの所有権・著作権)

1. 「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」利用にあたりJALが利用者に対して提供するソフトウェアの所有権、著作権及び一切の権利はJALに帰属し、利用者はこれを抹消または複製・改変・開示またはその他の機器で使用してはならない。
2. JALが所有するデータベースの著作権、所有権及びその他一切の権利はJALに属する。

## 第十六条(運用停止)

JALは、以下の場合において「三井住友カードJALオンラインサービス」の運用を停止することが出来る。

1. JALが保守、整備、改修、機器交換のためシステムの全部または一部を停止する場合。
2. 天災地災、騒乱、戦争、ストライキ等、JALの管理不可能な理由によりシステムの全部または一部を停止する場合。

## 第十七条(ソフトウェア障害責任)

JALは、提供ソフトウェアの不作為、誤操作等により利用者の被った損害についてJALの故意または重過失に基づく場合を除き、その責を負わない。

## 第十八条(端末障害責任)

JALは、利用者のコンピューター端末に障害が発生した場合、JAL提供のシステムに起因する障害であることが明白に特定できない限り一切の責を負わない。

## 第十九条(不正使用の禁止)

利用者は、正当な操作方法以外の方法で「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」を使用してはならない。不正使用に起因する事故またはJALに対して重大な影響を及ぼした場合は、利用者がその責を負い、JALは利用者に対して相応の賠償を請求できるものとする。

## 第二十条(第三者への販売行為の禁止)

1. 利用者は、本人以外への航空券類の販売やこれに類似する行為を行ってはならない。
2. 利用者は、JALの代理業務やこれに類する行為を行ってはならない。

## 第二十一条(機能追加)

「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」の機能追加がなされた場合、利用者は特にJAL及びSMBCより定めがある場合を除き、本規約の改訂や契約の再締結を行うことなくこれを利用することが出来る。

## 第二十二条(利用終了・抹消)

1. 利用者はJALに対して書面で通知することにより、本利用を終了することが出来る。
2. JAL及びSMBCは、利用者において各号のいずれかに該当する場合もしくは該当するおそれのある場合、利用者に対する通知を要さず直ちに本利用登録を抹消することが出来る。
  - (1)「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」のシステムの不適当な操作、運用が行われた場合。
  - (2)本規約に定める各条項に違反した場合。
  - (3)SMBCに対する航空券類の代金を一回でも滞納した場合。
  - (4)法人カードを返却した場合。
3. JALとSMBCとの提携契約が終了したとき、「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」は終了するものとする。